

労働者派遣法に基づく情報公開

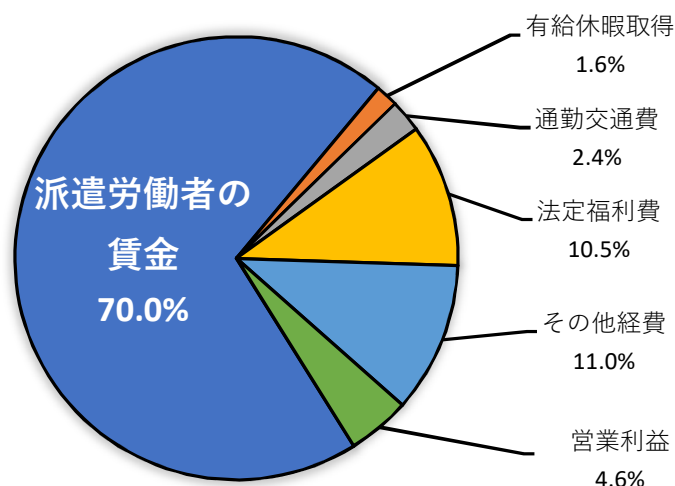
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）が改正され、以下の内容について情報提供が義務付けられました。（法第23条第5項）

（平成29年度）

事業所名　：　株式会社クイックサーブ	
1. 派遣労働者の数	9名
2. 派遣先の数	4社
3. 教育訓練の内容	
基本情報技術研修（OA機器操作）、情報セキュリティに関する基礎研修、 プログラミング研修、ネットワーク技術研修、 情報セキュリティマネジメント研修、プロジェクトマネジメント研修	
4. その他福利厚生などの制度など	
慶弔規定、住宅手当、家族手当、給与前借制度、外部研修受講制度、 資格取得支援制度、社内表彰制度、決算賞与、退職金制度、 レクリエーション・飲み会補助金（社員同士の場合に限る）	
5. 労働者派遣に関する料金額の平均（8時間平均）	35,040円
6. 派遣労働者の賃金の平均額（8時間平均）	24,517円
7. マージン率	30.0%

マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$



マージンには、営業利益以外に、以下のものが含まれております。

有給休暇取得、通勤交通費、法定福利費、健康診断受診費、採用費、 教育研修費、労務管理費、事務所家賃
--